

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次	ページ
告示	
農業振興地域の指定の一部改正(五六八、五六九・農林政策課)……………	1
急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正(五七〇～五八三・河川砂防課)……………	2

告 示

秋田県告示第五百六十八号
 農業振興地域の指定(昭和四十六年秋田県告示第九号)の一部を次のように改正し、平成十七年六月二十日から施行する。
 平成十七年六月二十日

表大館農業振興地域の項を次のように改める。

秋田県知事 寺 田 典 城

大館農業振興地域

- 大館市のうち次の区域を除いた区域
- (一) 国有林野(米代川森林計画区第二次地域管理経営計画第二変更計画による字旭沢国有林扇田事業区三十一林班い小班、へ小班及びと小班的区域で表示手段用平面図に青色で着色した部分に該当する区域並びに早口字早口沢国有林早口事業区八十四林班ち小班及びひぬ小班的区域を除く。)
 - (二) 比内町森林計画図(平成十五年度版)中第七林班、第八林班、第十一林班、第十二林班、第十四林班、第二十二林班、第二十三林班、第三十一林班から第三十三林班まで、第三十五林班、第三十六林班、第三十九林班、第

- (三) 四十一林班、第四十二林班、第五十一林班から第六十六林班まで、第七十一林班から第七十三林班まで、第七十九林班、第八十二林班から第八十四林班まで、第九十六林班、第九十七林班、第百林班、第百二林班から第百七林班まで及び第百十林班の民有林(表示手段用平面図に青色で着色した部分に該当する区域を除く。)
- (三) 田代町森林計画図(平成十五年度版)中第一林班から第七十林班まで及び第七十一林班(小班番号六及び八から二十までを除く。)から第百六林班までの民有林
- (四) 大字柄沢のうち字大沢山、字大沢、字大沢尻、字稻荷山下及び字山王台の区域
- (五) 大字松峰のうち字大山、字大岩及び字大石沢の区域
- (五) 大字芦田子のうち字畑ケ沢及び字手代の区域
- (五) 大字茂内のうち字鬼ケ台及び字小茂内沢の区域
- (五) 大字雪沢のうち字大滝、字向台、字上中羽立、字下中羽立、字屋布岱、字金山沢、字字々ケ沢、字根堀坂下、字川口沢及び字太岱の区域
- (九) 大字餌釣のうち字館及び字沢の区域
- (九) 大字山館のうち字沢の区域
- (九) 大字中山のうち字上中山沢及び字中山沢の区域
- (九) 大字杉沢のうち字矢櫃沢堤上の区域
- (九) 大字比内前田のうち字堤沢、字大桂沢、字務沢、字帯刀下及び字上横道下の区域
- (六) 大字曲田のうち字沢口、字冷水山根、字堤ケ沢及び字曲沢の区域
- (六) 大字葛原のうち字山崎の区域
- (六) 大字道目木のうち字上ノ沢の区域
- (六) 大字猿間のうち字戸沢、字長根及び字山神岱の区域
- (六) 大字十二所のうち字上太沢、字大森岱、字猿田沢及び字森吉沢の区域
- (六) 大字粕田のうち字萱飯戸沢及び字奥の区域
- (六) 大字花岡町のうち字姥沢、字滝ノ沢、字梨坂、字獅子ノ沢、字堤沢、字泉田、字梨沢、字田の沢、字大吉沢、字大割沢及び字小鳩ケ沢の区域
- (三) 大字東のうち字岩神沢の区域

(註) 大字早口のうち字家向、字堤の沢、字出口、字上野、字深沢岱及び字弥五郎沢の区域

(註) 大字岩瀬のうち字赤沼、字杉子沢、字伊勢堂下、字玉石一番地から六番地まで、八番地から二十三番地まで、六十七番地及び七十二番地の一、字街道脇一番地、二番地、四番地から三十二番地まで、三十四番地、三十九番地、四十番地、四十九番地、五十一番地から五十六番地まで、六十番地、七十三番地から七十六番地まで、七十九番地及び八十番地並びに字大柳二十二番地の三、二十六番地の四、二十六番地の六、二十六番地の七、二十六番地の九から二十六番地の十五まで、二十七番地から二十九番地まで、百一番地及び百十一番地の区域

(補) 表示手段用平面図に赤色で着色した部分に該当する区域

表比内農業振興地域の項を削る。

秋田県告示第五百六十九号

農業振興地域の指定(昭和四十八年秋田県告示第百六十五号)の一部を次のように改正し、平成十七年六月二十日から施行する。

平成十七年六月二十日

秋田県知事 寺田典城

表田代農業振興地域の項を削る。

秋田県告示第五百七十号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和四十五年秋田県告示第五百八十九号)の一部を次のように改正し、平成十七年六月二十日から施行する。

平成十七年六月二十日

秋田県知事 寺田典城

表上野一号の項及び上野二号の項中「北秋田郡」を「大館市」に改め、「田代町」を削る。

表以外の部分中「建設交通部砂防課」を「建設交通部河川砂防課」に改める。

秋田県告示第五百七十一号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和五十五年秋田県告示第千四十六号)の一部を次

のように改正し、平成十七年六月二十日から施行する。

平成十七年六月二十日

秋田県知事 寺田典城

表赤坂下の項中「北秋田郡」を「大館市」に改め、「田代町」を削る。

秋田県告示第五百七十二号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和五十七年秋田県告示第百三十七号)の一部を次のように改正し、平成十七年六月二十日から施行する。

平成十七年六月二十日

秋田県知事 寺田典城

表繁沢の項中「花岡」を「花岡町」に改める。

秋田県告示第五百七十三号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和五十八年秋田県告示第百三十二号)の一部を次のように改正し、平成十七年六月二十日から施行する。

平成十七年六月二十日

秋田県知事 寺田典城

表上野三号の項中「北秋田郡」を「大館市」に改め、「田代町」を削る。

秋田県告示第五百七十四号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和五十九年秋田県告示第百八十七号)の一部を次のように改正し、平成十七年六月二十日から施行する。

平成十七年六月二十日

秋田県知事 寺田典城

表岩野目の項中「北秋田郡」を「大館市」に改め、「田代町」を削る。

秋田県告示第五百七十五号

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和六十年秋田県告示第七百五十六号)の一部を次のように改正し、平成十七年六月二十日から施行する。

平成十七年六月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

表山田の項及び谷地の平の項中「北秋田郡」を「大館市」に改め、「田代町」を削る。

表以外の部分中「土木部砂防課並びに関係町村役場」を「建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第五百七十六号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和六十二年秋田県告示第二百十三号）の一部を次のように改正し、平成十七年六月二十日から施行する。

平成十七年六月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

表出口の項及び蛭沢の項中「北秋田郡」を「大館市」に改め、「田代町」を削る。

表以外の部分中「建設交通部砂防課」を「建設交通部河川砂防課」に改める。

秋田県告示第五百七十七号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和六十三年秋田県告示第七百四十五号）の一部を次のように改正し、平成十七年六月二十日から施行する。

平成十七年六月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

表上野2号の項中「上野2号」を「上野2号」に、「北秋田郡」を「大館市」に改め、「田代町」を削る。

表以外の部分中「土木部砂防課並びに田代町役場」を「建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第五百七十八号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成三年秋田県告示第二百十八号）の一部を次のように改正し、平成十七年六月二十日から施行する。

平成十七年六月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

表赤坂下の項中「北秋田郡」を「大館市」に改め、「田代町」を削る。

表以外の部分中「建設交通部砂防課」を「建設交通部河川砂防課」に改める。

秋田県告示第五百七十九号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成四年秋田県告示第八百四十三号）の一部を次のように改正し、平成十七年六月二十日から施行する。

平成十七年六月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

表谷地の平1号の項中「北秋田郡」を「大館市」に改め、「田代町」を削る。

秋田県告示第五百八十号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成九年秋田県告示第二百三号）の一部を次のように改正し、平成十七年六月二十日から施行する。

平成十七年六月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

表坂地の項中「北秋田郡」を「大館市」に改め、「田代町」を削る。

表以外の部分中「建設交通部砂防課」を「建設交通部河川砂防課」に改める。

秋田県告示第五百八十一号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成十一年秋田県告示第七十三号）の一部を次のように改正し、平成十七年六月二十日から施行する。

平成十七年六月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

表大森の項中「花岡」を「花岡町」に改め、表李岱の項中「北秋田郡田代町」を「大館市」に改める。

表以外の部分中「土木部砂防課及び関係土木事務所」を「建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第五百八十二号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成十三年秋田県告示第七百八十号）の一部を次のように改正し、平成十七年六月二十日から施行する。

平成十七年六月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

表山田の項中「北秋田郡田代町」を「大館市」に改める。

表以外の部分中「建設交通部砂防課」を「建設交通部河川砂防課」に改める。

秋田県告示第五百八十三号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成十四年秋田県告示第四百二十九号）の一部を次のように改正し、平成十七年六月二十日から施行する。

平成十七年六月二十日

表中「北秋田郡田代町」を「大館市」に改める。
 表以外の部分中「建設交通部砂防課及び関係建設事務所」を「建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県知事 寺田典城

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 印刷所

秋田県株式会社
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 電話(862)8766 FAX(863)0005
 E-mail:matsubaransatsu.co.jp
 松原印刷社
 秋田市山王七丁目五番二十九号

